

第4回

総務文教小委員会会議録

平成15年12月19日（金）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第4回 総務文教小委員会

○日 時 平成15年12月19日(金) 午後3時00分

○会 場 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F第1会議室

○出席委員(9名)

委員長	梶田 信三	一宮市議会議員	副委員長	川井 勇	木曾川町議会議員
委員	服部 豊	尾西市議会議員	委員	常川 雄次	一宮市学識経験者
	友定 良枝	一宮市学識経験者		青木 隆子	尾西市学識経験者
	橋本 照夫	尾西市学識経験者		葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者
	松村真早美	木曾川町学識経験者			

○議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 協議事項

協議総文第 9号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議総文第10号 地方税の取扱いについて

協議総文第11号 町名・字名の取扱いについて

協議総文第12号 消防団の取扱いについて

協議総文第13号 姉妹都市、国際交流事業について

協議総文第14号 交通関係事業について

協議総文第15号 学校教育事業について(その1)

協議総文第16号 社会教育事業について

協議総文第17号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議総文第18号 補助金、交付金等の取扱いについて

(2) 提案事項

協議総文第19号 条例、規則等の取扱いについて

協議総文第20号 一部事務組合等の取扱いについて

協議総文第21号 公共的団体等の取扱いについて

3. その他

- ・総務文教小委員会の日程について

4. 閉会

○森 輝義事務局長

お待たせいたしました。皆様おそろいになりましたので、ただいまから「第 4 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 総務文教小委員会」を開催いたします。

本日の出席状況は、委員総数 9 名全員がご出席となっており、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、梶田委員長さん、よろしくお願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

皆さん大変ご苦勞さまでございます。一段と寒くなってまいりましたけども、年末のお忙しいときに、各委員さんお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今回もう第 4 回ということございまして、先回大変遅くなりましたけど、今回も盛りだくさん中身がございまして、どうぞ皆様熱心にご協議をいただきまして、適切なるご決定をいただきますように、よろしくお願いいたします。

本日、第 4 回目の総務文教小委員会でございます。前回同様、先ほど申し上げましたように、多くの項目についてご協議を願うこととなります。皆様方のご協力をいただきながら、円滑な会議運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速ではございますが、資料もお手元にあらかじめお配りいたしましたと思います 1 ページをお開きいただきたいと思います。

協議総文第 9 号、協定項目 7 議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきまして議題とさせていただきます。

まず、先回提案をされました調整方針（案）につきまして事務局から再度朗読をお願いいたします。事務局。

○伊神 正文事務局課長

次第の 1 ページをお願い申し上げます。

協議総文第 9 号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目第 7 号）。

まず、上の方の在任特例のみの場合、朗読させていただきます。

尾西市及び木曾川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の議員として在任するものとする。

続きまして、下の方でございますが、在任特例及び定数特例の場合といったことございまして、（1）は上記と一緒にございます。（2）の方を朗読させていただきます。

合併後、最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 3 項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される一宮市の議会の議員の任期に相当する期間について、尾西市・木曾川町を区域とする選挙区を設け、一宮市の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に人口比率を乗じて得た 8 名（尾西市）、4 名（木曾川町）を一宮市の旧定数に加えた数をもって新市の議会の議員の定数とするものとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございます。

この件につきましては、皆様方お持ち帰りをいただきまして、ご検討をいただいているかと思えます。前回の協議では議員報酬の問題もございましたけれども、まず定数及び任期についてご意見をいただきたいと思えますので、どうぞよろしくをお願いします。

橋本委員。

○橋本 照夫委員

これは種々選択があろうかと思うのですけれども、やはり市民サイドからいきまして、この調整方針の中の（１）が一番妥当ではなかろうかなと、一般的に。もちろんいろいろな方法がありましようけれども、ここはひとつ何とかそういう方法が一番いいのではないかなと、市民受けもするのではないかな、理解も得られるのではないかなと私自身は思います。

以上です。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ただいま在任特例というようなご意見もございました。ほかの皆様、いかがでしょうか。服部委員。

○服部 豊委員

前回でも申し上げましたように、尾西の議員の皆さんの意向をまとめたところ、圧倒的多数をもって在任特例、上の方ですね、こちらでお願いしたいということでありました。先ほどの橋本委員さんも言われたように、やはり編入される側としては当初のスタートのところではできるだけ新市建設について多様な意見を組み入れるという観点からも継続性がある、そういう点でもいいということで、上の方を是非お願いしたいと思えます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

先回の協議の中でも皆様方大多数といたしますか、多くの皆さんから在任特例というご意見がございましたけれども、あと、皆さんいかがでしょうか。どうぞ。

○葛谷 昭吾委員

前回、在任特例を一応選んだといたしますか、賛成が多かったものですから、在任特例でやっていただきたいと私は思っております。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

○常川 雄次委員

私も在任特例で、まだ２年ありますので、それがベストではないかなと思えます。前回も質問させていただきましたけれども、報酬の面は関係してきますか。

○梶田 信三委員長

その件につきましては、また後で。

○常川 雄次委員

この定数及び任期の取扱いについては在任特例でいいと思います。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

どうぞ、青木委員。

○青木 隆子委員

尾西市の私、少なくとも私の周りでは、この法定の合併協議会になる前から、どういうわけか、尾西の議員は8人になるのだからということがよく伝わってきていたのです。私、この会議に出させていただく前は、そうなのだと、簡単に思っていたのですけれども、いろいろなお話を伺ってきていると、どうして8人とおっしゃったのかはちょっとわかりませんが、それはこの下の在任特例及び定数特例の場合を想定しておっしゃっていたのかなと、今になって思うのですけれども。私もやっぱり市民感情というか、そういうことから考えると、在任特例の方を進めていくべきと思います。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

それで、皆さん、ご意見を伺っておりますと、この調整方針（案）の1つ目の在任特例という案だという皆さんのご意見だと思います。従いまして、協議総文第9号の調整方針（案）につきましては、上の方の案の在任特例のみの調整方針とすることでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○川井 勇副委員長

ちょっと待ってください。先ほどからお願いをしたいのですが、木曾川の川井でございます。実は、私どもの方では、木曾川町の議会には2市1町合併対策特別委員会がございまして、過日の委員会に全員が出席して今議題となっております協議をさせていただきましたところ、提案事項の意向等々も十二分にお伝えし、皆さんの個々一人一人のご意見をお伺いした結果、ただいま皆さんから出ておる在任特例の3番、それが17名ということです。それから、お2人の方が速やかに2番目の定数特例を利用したらどうだ。1人は破棄です、両方とも気に入らない、だから2番だけがだめだと、こういうようなご意見が議員一人一人の本心のご意見でございますことを重ねてお伝えしておきたい。ありがとうございました。

以上です。

○梶田 信三委員長

ただいま木曾川町議会の皆さんのご意向もお伺いいたしました。そちらの方も在任特例というご意見のようでございますので、ただいまお諮りさせていただいたように、調整案

の在任特例のみとすることで決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

異議なしと認めます。協議総文第9号は在任特例のみの案が承認をされました。

なお、前回の委員会で議員報酬についてのご意見をいただきました。事務局からも資料が提出され、各それぞれお持ち帰りをいただいて、ご検討をいただいたことと存じます。これについて皆様方のご意見をお聞かせいただきたいと思いますけれども、それに先立ちまして、今後の報酬の考え方について事務局から説明をさせますので、よろしく願います。事務局。

○伊神 正文事務局課長

先回、委員長さんの方から報酬等の取扱いで先進他都市はどうだといったご意見がございましたので、ただいま資料を配らせていただいておりますが、こちらの方で説明申し上げたいと思います。それと、前回、2市1町の議員の報酬の一覧もつけさせていただきましたが、これについても前回は報酬のみでございましたが、実際の年間の差異と申しますか、期末手当を含めたものを再度資料として整えましたので、これもあわせて配付させていただきますましてご説明したいと考えております。

それでは、最初に、先進地の報酬の取扱いの事例でございますが、上段に編入合併、下段に新設合併を区分けさせていただきました。

編入合併の方で編入先に合わせるといったものが①から⑨、新潟市、潮来市、大船渡市、田原市までございます。最近では、稲沢・祖父江・平和町の合併協議会、これが特例期間は旧市町の報酬を維持するといったことで、これは新聞報道でもご存じかと思えます。

次に、新設合併の事例でございますが、「高額な自治体に合わせる。」という表現をしてございますが、高い方に合わせたと。兵庫県の篠山、西東京、さいたま、山県、宗像、瑞穂、この6団体でこういった調整がなされております。次に、「旧市町の報酬を一定期間維持」といったことで、南アルプス、周南、それぞれ期間が備考欄に書いてございます。静岡、それから、安来・広瀬・伯太、この合併協議会、それから⑤の萩広域市町村合併協議会、こちらの方が協議中ではありますが、特例期間中は一定期間維持するといった調整がなされております。

次に、もう一枚の方でございます。議会議員の報酬額でございますが、これは下段の方で説明させていただきます。一番左端の方に、ちょっと格好としては変でございますが、15年度予算額を掲げております。これは上段も下段も15年度予算ですから一緒でございますが、次に、一宮市の報酬に合わせた場合が上段、下段が19年4月まで2市1町現在の報酬を維持した場合と区分させていただきますまして、このすぐ隣でございます、議長、副議長、議員の隣、「17年度～18年度(単年度)」と書いてあります。この2年間で、いわゆる単年度ですから1年間でどれだけの報酬、期末手当がかかるのかといったことでございます。

計(1)を見ていただきますと、一宮市の報酬に合わせた場合が7億2,700万円余。4

月まで議員報酬を維持した場合、2市1町の現在を維持した場合、これが計の(2)でございます。5億9,600万円ということで、(1)から(2)を引いた、網かけになっております、1億3,100万円余がこの差とお読み取りいただきたいと思っております。

それと、もう一点でございますが、前回、委員さんの方から、一宮市に合わせるというのもどうかと思うし、2市1町のばらばらもいかなものかといったところで、折衷案のような形で一宮市も下げ、木曾川町も上げといったようなご意見もございましたが、今回のこの合併はとりあえず編入合併ということに決まったわけでございます、編入合併ですと、一宮市の議員は人数そのまま、それから尾西市、木曾川町の議員さんは失職される。しかしながら、特例で在任・定数いろいろございますが、今回は在任特例になったわけでございます。そういったことをもちまして、一宮市の議員の報酬を下げ云々ということは今回の議員の報酬を議論する場合に、馴染まないということで、特例法の中でも編入される議員さんの報酬を下げるといったことは想定をされていないとご理解を賜りたいと思っております。

私からは、以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ただいま説明がございましたように、合併協議の中では、議員報酬につきましてはそのあり方についてご検討いただき、その方向性を示し、新市において検討の参考にしていただくということでございます。ただいま資料もお手元に、ほかの事例もお示しをしておりますけれども、この点を踏まえまして皆様方から忌憚のないご意見をフリートalkingでそれぞれいただきたいと思っておりますので、どうぞ挙手していただきたいと思っております。服部委員。

○服部 豊委員

議員報酬のあり方については、これ基準がないものですから、なかなか難しいわけでありましてけれども、少なくとも1つの市の議員になるならば、出身がどうであれ、同額でなければおかしいと私は思っております。よそさまのことを申し上げて恐縮ですけども、稲沢市・祖父江町・平和町ですか、新聞報道によると、在任特例で引き続いて議員させてもらえるのだから、報酬は安いままで置いておかないといけないというようなことが新聞では書かれていたのですけれども、私はそれを読んで、本当に苦笑せざるを得なかったのですけれども、よほど議員という任務を謙遜してみえるのか、それとも、よほど自分のやっている仕事に自信がないのか、まるで月給泥棒みたいに思っているのかなと思ったりもしたのですけれども。

やはりそれなりの役割を果たしていただく議員でありますので、当然特例で在任させていただけるなんて思わないでいただきたいと思うのです。前からも申し上げておりますように、特例とはいっても、これ選択のパターンのうちの一つであるということでもありますので、より住民にとってプラスになる形で貢献していただくということだと思います。私は、ですから、同一の金額でやっていただくのがよからうと思っております。ただ、編入する

方の一宮市は、これを下げるといふことは想定していないといふことでありますけれども、やはり37万都市なら37万都市の類似の団体との比較検討しながら、新しい市の報酬のあり方についても、この2年に近い期間について、ご検討いただくべきだと思っております。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ほかにどうぞ。橋本委員。

○橋本 照夫委員

今、服部委員からありましたけれども、一宮市を下げるといふことはちょっと想定はできないだろうと思ひます。本来そうお願いしたいわけですが、なかなかそのようなわけにもいきませんでしょう。そこで、議員報酬は現時点ではかなり差があります。それを引き上げるといふのは、心情的にはそうかなとは思ひますけれども、これはやはり私、先生方を前に置いて大変言いにくいけれども、みずから手を挙げて市民から選ばれた方々です。そうすると、合併であろうと、なかろうと、その期間はその報酬が当然なことです。ですから、合併したからといつて、非常に高額と言ふと大変失礼かもしれませんが、一宮レベルに引き上げるといふのは、これはいかななものかなと思ひます。多分市民に説明がつかない内容だと思ひます。きついですけれども、そういうことは納得がいかないだろうと私は思ひます。

以上です。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

どうぞ、葛谷委員。

○葛谷 昭吾委員

報酬についてですけど、議員さんから見れば、一宮市さんに報酬を合わせるというお考えが多いと思ひますけど、住民から見ますと、一宮市さんに合わせるのはどうかと思ひます。

といふのは、議員さんは、議会の場合、同じテーブルに着いて同じ仕事をされるから同じ報酬ではないかといふことですけど、返せば、木曾川の議員さんは一宮市、尾西さんの仕事もやられる。逆に、一宮市の議員さん、尾西の議員さんは、木曾川の仕事もやっていただけといふことになれば、定数特例でいいます木曾川は4人、尾西は8人、この人数で十分やっていたけるようであるが、定数特例を使って木曾川20名、尾西は22名が全部でありますから、当然今までの報酬でやっていたくのが妥当ではないかと思ひます。そして、地元に戻ったそれぞれの議員さんの守備範囲といひますか、それは一宮市の議員さんと尾西さん、木曾川の議員さんの守備範囲に相当の差がありますので、これは現状の報酬でいいと私は思ひます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

○友定 良枝委員

私も、多分大多数の市民の方もそうだと思ひますけど、議員さんにはちょっと申し訳

ないので、やはり今までの額で頑張っていたいただきたいなと思います。世間もすごい不景気という時代で、もしこの合併にすることによってこの金額が上がったとしたら、すごい反発があると思いますし、もしもそれで同じ仕事していたのに不公平だというご意見で議会が分裂したりとか、そういう問題が出るとしたら、先ほど在任特例と決めましたけど、それ自体を破棄して、もう一回新しく決め直すというふうにしていきたいと思います。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

どうぞ。

○常川 雄次委員

私も持ち帰って、いろいろ仲間の意見聞いたのですが、10年のスパンで見ると、やはり下がるのはわかりますけども、ここの2年間で8,000万円ずつの1億6,000万円上がってしまうというのは、どうしても市民感情から言うと、ちょっと納得いかないところがあるのですよ。合併で要するに37万都市になるわけですから、78人の議員さんにそういう報酬が発生するということをお納得するかどうかと言ったら、納得しないと思うのですよ。合併問題について全体について話し合っておるわけですが、この問題に関しては1人のことについていろいろ金額どうのこうのと気にしてやってみえるのですが、基本的には議員報酬というのは合併しても僕は本当は上がらないというふうに検討された方がいいと思うし、どう考えても、やっぱりちょっと難しいかなと。市民の代表とすると、やはり反対せざるを得ないかなと。

各議員さんが同じ額になるのは僕はいと思いますけども、一宮市に合わすということになると、非常に大変だなということですね。たかが2年間ですけど、会社でいったら、2年間赤字出したら、銀行から金借りられませんから。会社に置きかえるのは適当ではないと思いますけども、基本的には単年度、単年度、予算組んでいるわけですし、従来のスパンで見ると将来的に大丈夫かなというような見方もありますし、基本的にはもう少し何か違った方法はないかなというのは。その代替案としては僕持っていませんけども、今非常にそう思っております。

○梶田 信三委員長

松村委員。

○松村 真早美委員

ちょっと私自身まだ意見を決めかねているのですが、本来から言えば、対等という立場の前提のもとで、高い方を下げ、低い方を上げ、折衷案をとるとというのが一番妥当なのかなという気もしましたが、余りにも差がありますので、先ほどいただいたこの先進地の事例で、例えば編入先に合わせるとか高額な方に合わせるとありますが、ここが実際どれぐらいの差があって、そちらに合わせているのか。一宮市と木曾川は、これ倍ぐらい違うと思うのですが、それぐらいの差があるものを、ほかも合わせてみえるのかどうか、この資料ではちょっとわかりませんので、参考で教えていただきたいと思います。

○梶田 信三委員長

事務局、わかりますか。

○伊神 正文事務局課長

申し訳ありません。ちょっと本日はその資料は持ち合わせておりません。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○川井 勇副委員長

それでは、また先ほどのように特別委員会委員の皆様方個人個人の本心をお伺いしたことを私はこの場で強調したいと思います。私どもも先ほど来からお話しが出ていますが、対等の精神で同じ土俵に立って審議をしていくのだと、こういうことから編入先と同等な財布をいただき、十二分な活動をし、できたら務めたい、内容につきましては削除しますが、そういう意見が非常に強かったと。こういうことで、11名の方が編入先の新市に合わせたいと、こういうことでございます。それから、現状維持が5名。それから、中間、要するに折衷案ですね、真ん中をとったらどうだ、こういう意見が3人、意見が。お1人の方が決められないと。こういうのが非常に長時間皆さんの審議の中で出たことを十二分にお伝えして、ご検討を願いたいと、こういうことでございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

橋本委員さん。

○橋本 照夫委員

川井先生のおっしゃることもわからないではないのですが、もちろんこの合併そのものの議決権を持っているのは各市町の議会です。この委員会ではないことは十分承知しております。だからといって、先生方にこれだけの負担を市民に強いてすることが今の時代に合うかどうか、そこら辺を十分理解していただきたい。それは、先ほども申し上げたのですけれども、私個人の信条からいけば、やはり同じ仕事をするのだから一宮市に合わせるということが本来からいけば一番ベターな方法かなと思うのですが、負担が大き過ぎます。市民にこういう経済状況だから辛抱せよと言って行政をやってみえると思うのですよ。その最中に合併したからといって、極端なことを言うと、倍近いではないですか。これを引き上げてしまうということは、どう見ても抵抗があると思うのです。

この辺は非常に難しい問題かと思えます。それぞれの議会が違いますから、雰囲気も違いましょうし、事と次第によると、この問題でパンクする危険性があるのです。ですから、そこら辺はやはりこの委員会の雰囲気、協議会の雰囲気というものを十分先生方ご理解いただいて、よく説明いただいて、各議会でご納得をいただきたいなと思えます。市民の立場からすれば、単純にそう思うのです。是非そのご努力はお願いしたいと思えます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

青木委員さん、いかがですか。よろしいですか。

○青木 隆子委員

やはり私も気持ちとしては、同じお仕事をさせていただくのですから、本来同じであるべきだろうとは思うのですけれども、それぞれ尾西市、木曽川町から選出されている議員さんです。それで、後でいろいろな項目のところでは本当に一人一人の市民の方にご負担、それこそ学校の問題の方でも何百円単位のご負担をお願いするかの審議が入ってくるのですよね。たくさんの方々に何百円単位でどうしようかという複雑な審議があるのと、市民感情として比較すると、かなりの桁の違いを感じますし、それぞれの尾西市、木曽川町さんから出られている議員さんが市民、町民の方から選ばれて出ていらっしゃる議員さんですので、私もやっぱり今の報酬でという方をお願いしたいと思ひますし、また、そのようにして下さる議員さんばかりだと思ひています。

○梶田 信三委員長

今、皆様方にご意見を伺っておりますと、それぞれの立場でいろいろ、一宮市に合わせるべき、現状のまま2年間はいくべきというようなご意見に分かれております。先ほど松村委員さんからは資料において編入先に合わせた方の額の差異、どれぐらい差があるかというようなご質問ありました。いろいろそういうことを踏まえましてですね。ただ、もう少しゆっくと協議させていただきたいと思ひます。事務局にお願いしますが、先ほどの資料、こういう点、お願いがありましたので、是非願ひします。要するに、各市町の議員さんに合併協議会小委員会の中でこういうご意見がありましたというようなことを、是非ひとつ。

どうぞ。

○服部 豊委員

私は在任特例にはもう関係がありませんので物が言いやすいのですけれども、住民感情ということと言われると、確かに皆さんおっしゃることはなるほどなと思ひて聞いてはおりますけれども、別にこの報酬云々でそれぞれの、尾西市や木曽川町の議員さんがこの件で賛成だったり反対だったりするということもあり得ないと思ひますし、任期の取扱いなどについても、そのことで賛成、反対に影響があると思ひておりませんけれども、やはり今の地方自治法等の法律に基づいてきちんとやっていただくということが必要だと思ひますね。

議員の報酬額については、何度も申し上げておりますように、客観的な基準があるわけではないのですから、相対的な比較だけになってしまうわけですね。ですから、金額だけ見れば、一宮市が一番大きくて次に尾西市、木曽川町においてはほとんど一宮市の約半分ということですね。これは木曽川町さんが安過ぎるのか、一宮市が高過ぎるのか、この3つでの比較しかできないわけですからということになるのですけれども。

私、1つの市の議員というのは同じ報酬であるべきだということをお願いしたのでありますが、これは法的にいても、やはりそれが望ましいということだと思ひます。前回のこの小委員会で報酬に差を設けているところがあるということをお聞きしたときに、総務省の方はそれは好ましくないという判断を示しているというご説明あったのですけれども、

好ましくない中身について教えていただきたいと思います。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

確かに私、静岡と清水のところがやはり違った報酬でやってみえたといったことで新聞報道で総務省が好ましいことではないと言ったということを発表させていただきました。総務省はどのように判断したのか私は知るよしもございませんが、その後、服部委員さんの方から一自治体で違った報酬があるのは法律違反ではないかといったご質問がありましたので、その後調べさせていただいたのですが、自治法の203条で「報酬及び費用弁償」というのがうたわれておりますが、この中で1区域内の議員はすべて同じ報酬という文言は出てまいりませんので、多分、多分という言い方はおかしいのですが、自治法上の違反にはならないだろうと考えております。

この203条で規定しているのは、報酬の額や支給方法は条例でこれを定めなさいとなっておりますので、多分どこの自治体でも条例で決める場合は特別職の報酬の審議会が開かれると思うのですが、開かれて、そこで市長に対して答申をされ、それから条例で制定するという手続を踏めば、1市の中で、1つの自治体の中で違った報酬が存在することも法的には問題はないと考えております。

○梶田 信三委員長

いろいろなご意見出ましたけれども、先ほども申しあげましたように、もう一度じっくりと、ゆっくり慎重に協議をしたいと思っておりますので、次回以降、もう一度協議をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

よろしく申し上げます。市民の皆様の声もございませぬので、よくお聞きをいただいて、また次回もよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、協議総文第10号、協定項目9の地方税の取扱いについてを議題とさせていただきます。

まず、先回提案をされました調整方針(案)について、事務局から朗読をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

次第の2ページをお願い申し上げます。

協議総文第10号、地方税の取扱いについて(協定項目第9号)。

調整方針、朗読させていただきます。

地方税の制度が同じものについては現行のとおりとし、差異のあるものについては原則として一宮市の制度を適用するものとする。

(1) 市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、市民税の均等割については合併後5年間は不均一課税とする。

(2) 法人市(町)民税の超過税率は、合併時に廃止するものとする。

(3) 木曾川町の市街化区域内農地に係る課税については、平成22年度まで農地に準じた課税を行うものとする。

(4) 事業所税については、合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は課税しないものとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、これにつきましても委員の皆様お持ち帰りをいただいて検討されたと思いますが、その結果、ご意見ございましたら、お願いいたしたいと思います。

服部委員。

○服部 豊委員

(2) の法人税の超過税率の関係でありますけれども、尾西市の場合は特定法人の超過課税、もう20数年行われていると思いますけれども、これが教育施設の充実等に相当役に立ってきたのですね。今回これ廃止という調整案が出ているわけですが、前回の説明では、事業所税が対象になってくるといことで廃止したいという説明があったと思いますけれども、事業所税については5年間猶予措置がとられているわけですね。このことを考えますと、どうなのですか、14.7%を適用するということは、先に今までかかっていた一宮市や木曾川町においては法人の方からも反発が非常に強いということも予想されてのことなのかどうかですね。私は、5年間猶予があるのだったら、5年間に限っては、どの道これは期限つきの特例措置でありますので、やってもらってもいいのではないかなと思っておりますけれども、その点についてはどうでしょう。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

今、服部委員さんおっしゃったとおり、尾西市におきましては昭和58年4月から義務教育施設の充実という目的のために、この超過税率を導入された経緯がございます。今、14年度決算で4,200万円ほどの収入が上がってきているといったことですが、前回、このところの説明で、なぜ廃止するのかといった委員さんのご質問にお答えした形で、事業所税の導入が重複するからと申し上げました。今まさに服部委員さんおっしゃったとおりで、合併時にこれを一宮市、木曾川町に超過税率を適用すれば、企業の方からの反発は想像に難くないと思います。ひょっとしたら、これが合併の大きな支障にもなりかねないと考えております。

だったら事業所税はいいのかということになるかと思いますが、事業所税は5年間は猶予ございますから、この間、私ども行政もそうではありますが、商工会議所、商工会等と少しずつその啓蒙を図って5年間の間に理解を深めていただきたいと、考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

皆さんいかがですか。よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

他にご質問等ございませんようですので、協議総文第10号につきましては原案のとおり承認することをご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、協議総文第10号は原案のとおり承認されました。

続きまして、協議総文第11号、協定項目18 町名・字名の取扱いについてを議題とさせていただきます。

先回提案されました調整方針(案)について事務局から朗読をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

3ページをお願い申し上げます。

協議総文第11号、町名・字名の取扱いについて(協定項目第18号)。

調整方針でございます。

町・字の名称については現行のとおりとし、「大字」を削除した名称に変更する。ただし、木曾川町においては葉栗郡木曾川町を〇〇市木曾川町に置き換える。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、これにつきましてもお持ち帰りになり、検討された結果につきまして、ご意見ございましたら、お願いしたいと思います。どうぞ。

○友定 良枝委員

前回、大字は取れても小字・字に関してはという事務局の答弁がありまして、その中で膨大な費用となっていますけど、その膨大な費用の内訳を教えてくださいたいのと。

あと、それと、私、こういう機会でないとなかなかこれというのは変えられないと思いますし、例えば新市の市名が何になるのかまだちょっと決まっていないのですが、そうすると多分2つの市は名前を絶対変えなければいけないということで作業としては同じではないかと思うのですが、ひょっとしたらまた新しい名前になったら3つとも変えることになると思いますし、そこを教えてください。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

確かに前回、字・小字というのは一宮市、木曾川町全域にありますので字を取ることで膨大な費用がかかるだろうと何の根拠もなく言ってしまいましたが、実は、その後、私の発言に責任をとらなければいけませんので、担当の方で調べてもらいましたら、これについては、大字も字を取ることも一緒、今1,000万円ぐらいで、大字だけを取る、字も

取るといったとしても、この費用に差はないと、約1,000万円ぐらいでできてしまうといったことのようにございます。

ただ、字を取るによって弊害がございます。これは何かと申しますと、例えば、これは一宮市の例で申し訳ありませんが、一宮市に大字更屋敷というところがございます。小字に屋敷というところがあります。そうしますと、字を取ってしまいますと、「更屋敷屋敷」となってしまふところがありますし。それから、萩原町に高松というところがあります。ここの小字に松というのがあります。字を取ると「高松松」となります。それから、萩原町に字県、字を取りますと、萩原町萩原県、「はぎわらあがた」と読むのですが、通常の方が読まれると「はぎわらけん」と読まれる恐れは相当あると考えます。

この町名・字名の取扱いについては、基本的な考え方といたしまして、新市発足時において住民生活にできる限り支障のないよう調整しなければならない。これは別に法律に明記されているわけではありませんが、町名・字名の取扱いの基準としてこの点は守らなければならないだろうということでもあります。ですから、今申しました事例等によりまして、字を取るによってかなり支障が出てくるエリアがあるということはお含みおきいただきたいと考えております。

○梶田 信三委員長

事務局、結局、そういう絡みで取れないということですか。

○伊神 正文事務局課長

いや、取れないということはなく、そういう支障がありますので、それを含めて議論をいただきたいということでございます。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○友定 良枝委員

今、事例で挙げたのが3つほどなのですが、その部分はどれぐらいの件数を占めるかわからないのですが、例えばこの際ちょっとそこら辺に工夫を凝らして、字・小字を取っても支障のないような名前をつけるというのは問題があることなのでしょうか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

大字とか小字というのは営々と築かれた歴史があるといえますか、その地域で連綿と継がれた名称でありますので、それを行政の方で字を取るために支障があるから変えろというのは、これはできないことだと思います。多分、今回の町名・字名の変更のところでは小字を変更するということは合併の協議になじまないことでもありますから、そういったことはないと思いますが、例えばこの合併と離れて小字を変更するとなれば、これはいわゆる町内で会議を開いて、どんな候補がいいのかといったことを協議されての結果ですので、行政側が一方的に字を取るによって支障が出てくるから小字を変えなさいといったことは到底できることではないと考えています。

○梶田 信三委員長

よろしいですか、友定委員。

○友定 良枝委員

はい。

○梶田 信三委員長

青木委員。

○青木 隆子委員

私の家も字がつきます。今、字を取ったらどうかという話ですけれども、反対に今度、字がついてはいけないのかという考えもあるのですけれども、ついていても別に支障はないと思いますけど、如何でしょうか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○青木 隆子委員

事務局も、皆さんのお考えを。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○葛谷 昭吾委員

先回の協議会のときにも私、大字取ってもいいけど、小字は取れんかという話をしたのですが、先ほど事務局の方も言われたように、やはり地名には相当な古い歴史等がありまして、変えるということになると、今までの馴染みを変えなければならないということで、非常に抵抗があると思います。それで、この合併について字名まで変えるべきかどうかということですね、この際。私は、合併を進める限り、字とか地名を変えるところまでは今回やらなくてもいいのではないかと思うわけです。今、字を取ったらいいのか、つけたらいいのかと、簡単に言えば、1字減るといふだけのことではないかと思うわけです。ですから、私の場合でも、木曾川町玉ノ井、字なしで池田と書けば手紙なんかも来ますので、そこは省略してやっていけると思いますので、現時点では大字だけ取っていただければいいのではないかなと思うわけです。

○川井 勇副委員長

川井ですが、やはり私どもの議会の方でも同じような意見が出まして、尾西さんにすると例えて言うなら新市を起ということになります。木曾川町でも短くしようと思ったら、木曾川取れば非常に短くなるわけですね。

ところが、先ほどからおっしゃっておられるように、やっぱり歴史等がございますので、大字はやむを得ないのではないかということですが、私、そこで1つ聞きたいことは、先般確認するのを忘れまして、この機会に教えていただきたいと思いますが、正当で書きますと、番地が出てきますね、当用漢字で番地が。これ番地はどの様になりますか。我々の方はまだ番地という何番地があるのですよ。それも2字あるのですね。だから、私、それ取ると、4字少なくなると思うのですよね。だから、今の話で栄1-1で終わってしまう

けどね。我々の方ではまだまだ番地がたくさんあると思いますが、それをひとつご確認していただきたいと思います。また後ほど意見言います。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○橋本 照夫委員

今、川井先生おっしゃったとおり、そういう事例はありましようけれども、たまたま私どものところは尾西市では唯一住居表示をやったのです。これは非常に抵抗がありました。でも、やはり土地のリーダーは、そういう英断をすべきですよ。例えば一宮市の場合、「一宮市栄1-1」とかいいますね。あれは本来「1丁目1番」でしょう。何号ですよ。これは住居表示法からいけば、そういいます。本来は住居表示をやらなければいけないという法律があるのですよ。それを怠慢して、話飛躍しますけれども、とんでもないような名前を歴史や文化と言って引きずるところが僕はおかしいと以前から考えています。

ただし、お金がかかることなのです、この表示が変わるということは。1つの例で申し上げますが、たまたま尾西市の蘇東興業に「住居表示にどのくらい費用かかるか」と言ったら、「1億は下らんでしょう」と言ったのです。でも、それは非常にいいことだから協力しようという話があって、たまたま私の管轄しているところでは、自動車学校もあります、これもそういう問題が出ました。しかし、今は、「よかったな、区長、あのときはありがとう」という話ばかりですよ。いきなり住居表示まではいけないでしょうけども、やはりこれは大字は抜いて、この調整案どおりいくべきだと思います。

字が多いとか少ないの問題ではなくて、この辺お尋ねしたいのですが、例えば、これ変わりますね。私どもで言いますと、法人登記をやっているわけですけども、自動的に変わりますか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

ほとんどは職権で自動的に変えさせていただきますので、個人の方が法務局に出向いてということは必要ほとんどありません。ただ、いろいろな事例がございますので……。

○橋本 照夫委員

いろいろあるのではないかな、あれ、確かね。難しかったと思います。

○岩田 透一宮市総務部資産税課長

一宮市の資産税課長でございますが、先ほど来お話の出ております今の法人の部分がどうなるかという点ですけども、これは法人としての所在地なのですね。それぞれで申請していただく形になると思います。ただ、土地の方を変える考えの話が今出ていないものから、お話聞いていると、どうも住所の部分だけのお話なのですね。土地の部分を大字取って変えるという部分と、住所だけを変えるという部分とで分離されているかなと。土地の方も変えるということであると、費用の面もまた変わってまいります。

以上です。

○橋本 照夫委員

いいですか。

○梶田 信三委員長

どうぞ、いいです。

○橋本 照夫委員

そうしますと、これ簡単なことのようにですが、実は大変に複雑なことなのですよ。といいますのは、今、大字を取ればいいという話ですが、大字を取ることによって、今度は、先ほど説明がありましたね、土地の番地が変わってしまうわけですよ、表現の仕方が。そうすると、一宮市は仮に現状でいかれたにしても、尾西市、木曾川町は大変な作業なのです。

ということは、なぜ私そういうことをいうかと言うと、先ほど申し上げたように、住所表示は私の方はやりました。住所は確かに変わったのです。ところが、どこからどういうふうになったかわかりませんが、住んでいる土地の番地は違うのですよ。一遍文句言わなければならないと思っているけれど、そういうことで免許証等でも本籍は土地の地番で言うわけです。住所表示はあくまでも住んでいるところの、住民宅地でとった数でいくのです。そうすると、本籍と住所と違うのです。こういうことは大字を外すことによって例えば不動産売買をしたり、正式な公文書等の場合に、それを取るによって土地の所在地が変わってしまうのではないかなと思うわけです。それ随分出てきましたよ、うちの方は。自動的に変わってしまいますか。

○伊神 正文事務局課長

今、議論しているのは、いわゆる住居の表示を変えるだけの話であり、土地の一筆一筆の地番までを変えるという話ではないものですから、それは大きな影響はないのではないかと考えています。

番地はそのまま必要でございます。ただ、手紙等を書かれる場合に、例えば1913番地でも番地を省略して書かれていますが、正式はすべて番地が要ります。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

皆さんいろいろご意見をいただきましたが、大方は大字ぐらい、こういう方針案ぐらいはいいだろうということでございますので、身近なところへは余り関わりはなさそうでございます。この件について調整方針どおりよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

わかりました。では、よろしく願いいたします。

それでは、協議総文第12号の協定項目22 消防団の取扱いについてを議題とさせていただきます。

先回提案をされました調整方針(案)について事務局から朗読をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

4 ページをお願い申し上げます。

協議総文第12号、消防団の取扱いについて（協定項目第22号）でございます。
調整方針でございます。

（1）消防団の組織体制については、現行の組織体制を基本に合併時に連合団とするが、その後調整するものとする。

（2）消防団員の階級及び報酬等については、当面現行のとおりとし、2年以内に調整するものとする。

（3）消防団の活性化推進事業等への補助金については、1分団当たり10万円とし、一宮市の家族研修会は廃止するものとする。

（4）消防団の出動態勢については、合併後一定期間内に調整するものとする。

（5）消防車両、分団庁舎については現行の車両・庁舎を活用するものとする。

（6）市町の消防団操法大会は、合併時に廃止するものとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。はい。

○葛谷 昭吾委員

（1）の「消防団の組織体制については、現行の組織体制を基本に合併時に連合団とするが、その後調整するものとする。」ということですが、「その後」は、どのぐらいの日数を見込んで「その後」ということなのでしょう。

○梶田 信三委員長

はい。

○若月 和之消防分科会長

一宮市消防本部総務課の若月と申します。

「その後調整する」とありますが、これにつきましてはそれぞれの消防団の昔からの組織運営等がありますので、そこで消防団それぞれの機運、それが盛り上がってきたときに、1団にするなり、このままでよいということになれば、そのまま連合団でいくと、そういった考えでおります。よろしくお願いいたします。

○梶田 信三委員長

葛谷委員。

○葛谷 昭吾委員

そうしますと、連合団でいくということは、1市において3団ということですね。

○梶田 信三委員長

事務局。

○若月 和之消防分科会長

そのとおり3団であります。その上に一応連合団長という形で連合団長を置くようにな

ります。

○葛谷 昭吾委員

木曾川町としては、それでいってもらえば、これ一番いいと思うのですが、ほかの市町を見ていますと、そういうのは名古屋市と豊橋市がありますので、あまり大きくない市では1市1団が基本ではないかと思っておりますので、これをできるだけ早いうちに1市1団という方向に持って行っていただいた方が団の組織上非常にいいのではないかと思うわけです。消防団員の補充ですけど、木曾川町の場合は毎年年度初めに欠員の団員を補充しているのですが、これも16年度は団員の補充を行っておりますが、17年度からは新市になりますので、これも早いうちに1市1団という方向にさせていただかないと、現状の連合団でいきますと、木曾川町も補充を17年度、18年度もするという事になるかと思っておりますが、その点はどうかお考えでしょうか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○若月 和之消防分科会長

現在、国の方の通達、通知等で東海・東南海地震、南海地震の連動型地震が来るということでありまして、現状の消防団員を100万人体制にしてくださいという通知が来ております。従って、消防団員を急激に減らすとか、そういったことについては、先ほども申しましたけど、機運が盛り上がってきて1団に結束しよう、また指揮命令系統で1団でなければならない、こういった機運がまいましたとき、早い時期になると思いますが、その時期は明確に答弁することはできませんけれど、それぞれの団長さん等の考え方を聞きながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○葛谷 昭吾委員

ありがとうございました。

それと、出動態勢ですが、これも早いうちに尾西市、木曾川町も含めた出動態勢をつくっていただきたいと思うのですが、これも現在、木曾川町は奥町、北方、今伊勢町の火災があった場合は応援出動ということでやっておりますが、これ同じ市になった場合は早急に出動態勢をとっていただいて、即出動のできる態勢にしていきたいと思っておりますので、新市になり次第、一番早いところ出動態勢はつくっていただきたいと思っております。

○梶田 信三委員長

事務局。

○若月 和之消防分科会長

常備消防等の兼ね合いもございます。常備消防も即その日から出動することになりますし、消防団においてもその日から出動することになります。従って、合併以前にそういった調整をとりまして、進めていくつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

○葛谷 昭吾委員

ありがとうございました。

次、行事につきましてですが、出初め式は2市1町現在同じですが、観閲式につきまし

ては、木曾川町は春ですが、一宮市、尾西市は秋でございますね。これはやっぱり秋というのが調整ですか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○若月 和之消防分科会長

これにつきましても、それぞれの消防団長さん、消防団の幹部さん、その方たちと相談しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○葛谷 昭吾委員

ありがとうございました。

○梶田 信三委員長

ほかにございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問等もございませんので、協議総文第12号につきましては原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、協議総文第12号、原案のとおり承認をされました。

なお、長時間にわたっておりますので、このあたりで10分ほど休憩をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。再開、15分とさせていただきたいと思っております。

午後4時05分 休憩

午後4時15分 再開

○梶田 信三委員長

それでは、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

協議総文第13号、協定項目23-2 姉妹都市、国際交流事業についてを議題とさせていただきます。

先回提案をされました調整方針(案)につきまして、事務局から朗読をお願いします。事務局。

○伊神 正文事務局課長

5ページをお願い申し上げます。

協議総文第13号、姉妹都市、国際交流事業について(協定項目第23-2号)。

調整方針、読ませていただきます。

- (1) 萩原町及び馬瀬村との交流事業は、合併時にいったん廃止するものとする。
- (2) 一豊公&千代様サミットについては、新市においても引き継ぐものとする。
- (3) 飛騨・木曾川・伊勢湾連携交流事業については廃止するものとする。
- (4) 中学生の海外派遣事業については、新市において速やかに調整するものとする。
- (5) 一宮市及び尾西市国際交流協会については、合併後一定期間内に組織・事業の統

合を図るものとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様お持ち帰りをいただいて検討された結果、ご意見がございましたら、お願いをいたしたいと思えます。どうぞ。

○友定 良枝委員

質問をお願いします。6番の国際交流協会についてですが、合併後……。

(「資料の方ですか」と呼ぶ者あり)

○友定 良枝委員

ごめんなさい、資料の3ページです。

(「国際交流の」と呼ぶ者あり)

○友定 良枝委員

はい。「合併後一定期間内に統合を図るようにする」と書いてあるのですが、これは将来的に財団になるとかという、そういう方向性があるのかということと。

あと、2004年には万博が開かれますけど、今、各市町でいろいろな国を招待とか誘致しているのですが、その件に関しては、1つの市になるものですから、どのように対応されていくのか、ちょっと教えていただきたいのです。

○梶田 信三委員長

はい。

○浅野 靖昌社会教育分科会長

一宮市の生涯学習課長浅野と申します。よろしくお願いたします。

まず、1点、将来、財団方式にという話でございます。将来的にはそういう方向でやっていかなければならないという話は内部では出ておりますけれど、具体的に何年度からということは今の段階では出ておりません。合併後、一宮市、尾西市、木曾川町とで国際交流協会、新しく立ち上がった中でまたいろいろ協議されていくその中で、そういった話も出てこようかと思えます。

それから、2点目の万博絡みで、これフレンドシップ事業とっておりますが、具体的に最終決定ということはまだちょっと出ておりませんが、ほぼこの国でいくということが出ておりますので申し上げますが、一宮市の場合、参加国はキリバス、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ベナン共和国、ニュージーランドの4カ国。それから、尾西市の場合はイタリア、それから木曾川町の場合がウズベキスタンということで出ておまして、合併した後は、新市がその6カ国を担当して歓迎行事あるいは万博会場へ出向いてお手伝いさせていただくという予定でございます。

以上です。

○友定 良枝委員

この合併の委員で杉本さんという方が見えますけど、ちょっとその方の関係で聞いたの

ですけど、オランダが何か手を挙げたという話を聞いたのですけど、そこのところはどんなのですか。

○浅野 靖昌社会教育分科会長

オランダにつきましては、希望させていただきました、確か3市町だったと思いますけれども、抽選の結果、一宮市は外れまして、どちらがオランダ当選されたかというの、ちょっと承知しておりませんが、一宮市は抽選で外れたということでご承知おき願いたいと思います。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○橋本 照夫委員

非難めいた発言になるかもわかりませんが、行政機関というのはこういうことを盛んに、はっきり言うと、やりたがっているいろいろ起こすのですけれども、私はこれは整理すべきだと思うのです。むやみやたらとやっても、ごく一部の範囲なのです。私も国際交流の方に関係していますけれども、何せ資金に往生するのです。各企業回っては、いろいろお願いしたりしてやっているのですけれども、それでどういう成果が上がるのかな。ただこういうことをやっておりますよという格好づけの部分があるのと違うのかなと思うのですが、これ合併を機会に行政機関にお任せして、もっと整理して絞った国際交流を行った方が、百何十国も国際交流やれるはずもないわけですから。ですから、そういう方に持っていった方がいいのではないかなという、抽象的な意見かもしれませんが、そういうふうに私は思います。

○梶田 信三委員長

事務局、何かありますか。

○浅野 靖昌社会教育分科会長

国際交流の関係事業費といたしまして一宮市の場合には国際交流基金というものを組みわせていただきまして、その果実でということで、昨今の時代を反映しまして果実もほんの微々たるものということで、ほとんどが市からの持ち出しの補助金ということで、これを活動費にさせていただいております。ただいまの尾西市の方は国際交流協会、これが会員の方の会費、個人あるいは法人あるいは賛助の方のご好意によるといいますか、会費によってこうした活動を賄われているということで、これはすり合わせによって、やはり一宮市の方式になっていこうかなと。これはまだ先ほどお話があったように、合併後一定期間内に統合ということですので、どちらの形になるということはっきり申しませんが、一宮市の形をとるといことと、市の補助金の中で事業が行われていくということになっていこうかと思えます。

○梶田 信三委員長

効果的な参加、それについてはよろしくお願ひしたいと思いますが、橋本委員さん、よろしいでしょうか。

○橋本 照夫委員

はい。

○梶田 信三委員長

ほかにございませんですか。

それでは、ほかにご質問もないようでございますので、協議総文第13号につきましては原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、協議総文第13号は原案のとおり承認をされました。

続きまして、協議総文第14号、協定項目23-7 交通関係事業についてを議題とさせていただきます。

先回提案をされました調整方針(案)について事務局から朗読をお願いいたします。

○伊神 正文事務局課長

6ページをお願い申し上げます。

協議総文第14号、交通関係事業について(協定項目第23-7号)。

調整方針でございます。

(1) 循環バスについては当面現行のとおり継続し、新市において一定期間内に調整するものとする。

(2) 交通安全教室については、一宮市・尾西市の制度を適用するものとする。また、交通指導員は一宮市の制度に合わせるものとし、尾西市の交通指導員は合併後一定期間内に廃止するものとする。

(3) 尾西市防犯交通協会については、合併時に廃止するものとする。

(4) 交通安全組織育成補助及び防犯活動支援については、一宮市の制度を適用するものとする。

(5) 交通災害見舞金については、一宮市・尾西市の制度を適用する。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、このことについても委員の皆様方のご意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

服部委員。

○服部 豊委員

まず、巡回バス、循環バスについてでありますけれども、一宮市、尾西市が実施をしているということでもありますけれども……。

(「木曾川町はない」と呼ぶ者あり)

○服部 豊委員

そうですね、木曾川町はないわけですがけれども、ないところもあるし、大体一宮市と尾

西市を比べますと、かなりこれ違うと思うのですね。一宮市は70平方キロぐらいあって、2コースですか、左右逆回りで、実際1コースですね。尾西市の方、22平方キロで、これ3コース、かつては右回り、左回りもあって7コース、今は3コースですけど。尾西市は相当きめ細かく全市を回っている状況でありますけれども、一宮市はどうもそうではない、木曽川町はないということで、「当面現行のとおり継続し、新市において一定期間内に調整する」となっておりますけれども、余りにもこれ格差があり過ぎますよね。ですから、これはできるだけ利便性を増すという方向で調整していただきたいと思うのですけども、「一定期間内」というのは一体どのくらいを指しているのですか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

確かに今、服部委員さんおっしゃったように、一宮市、それから尾西市、コースから便も違いますし、木曽川町においてははないということで、これはやはり住民の方にとってはかなり利便性の高いものであろうということは承知いたしております。一宮市でも今往復2路線で1路線になっておりまして、ほかの地域からも要望というのは上がってきているところでございます。しかしながら、やはり1本増すことによって相当の費用負担がかかるという部分もございますので、今「一定期間」はどのくらいだというご質問でございしますが、今の段階では明言はできません。できるだけ速やかに調整をいたしまして、新しい市の皆様が喜んでいただけるような巡回バス、循環バスにしていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○服部 豊委員

やはり同じ市の市民になるわけですから、住んでいるところによって余り違いがあっては好ましくないわけですから、速やかに、早くやっただくというように思います。

運賃については、尾西市の場合無料ですけれども、一宮市は1乗車100円です。当面、一宮市のバスが100円だけど、尾西市は無料だよという、こういうよくない状態が続くわけですから、早く、そして充実させるという方向で効果的に公共施設等を回れるようなコースも設定していただいて、市内の多くの方が利用できるようお願いをしたいと思います。

それから、交通安全指導員の関係でありますけれども、尾西市は市内の小学校に1人ずつ交通安全指導員を現在でも配置して安全指導をやっていただいているわけですが、これ一定期間後に廃止という方針（案）でありますけれども、尾西市は、一宮市に比べれば相対的に交通量も少ないでしょうけれども、小学校区に1人置いています。これが本当に子供たちにとってはありがたいことであって、何年前か忘れましたが、かつては県の補助があった時代がありまして、そのころにはすべての小学校区に指導員がいたのではないかと思いますけれども、あれが廃止になった後、やめられたところが増えてきたの

ではないかと私は思っておりますけれども、ただ尾西市の場合は引き続いてやってきたのです。

こういうのは時代が変わったからということでその存在意義というのがだんだん薄れてくることもあるでしょうけれども、これはますます存在意義という点では増すことはあっても薄くなるようなことはないと思いますけれども、なぜ廃止なのですか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○小池 菊治一宮市総務部地域ふれあい課長

一宮市の地域ふれあい課の小池と申します。

ただいまのご質問でございますが、一宮市の現況を申し上げますと、学校の児童さんの登下校の際につきましてはP T Aの方などでやっていただいて、交差点等での横断の場合もP T Aがやっていただいているわけでございます。尾西市につきましては、お聞きしたところによりますと、交通指導員さんというのは各学校の近くのところの登下校の際にお出になるということでございますけれども、ほかの地区でP T Aさんがやはりやっていただけたところもあるということでございますので、一宮市の方のやり方をお願いできたらなということでございます。

それから、一宮市の交通指導員につきましては現在、警備会社に委託をさせていただいているわけでございますが、現在の業務につきまして大まかに申し上げますと、各学校から交通安全教室等の要請がございましたら、警察、そして市の職員、そして交通指導員の体制で交通安全教室に臨んでいるということでございます。そういうことで、尾西市が今現在、交通指導員さん、各学校で交通安全教室に携わってみえるかと思いますが、そういうようなことにつきましても、新市になりましたら、一宮市の現在のやり方で尾西市の小学校の方へ警察、市の職員、それから交通指導員が出向きまして、実施させていただくということでございますので、そういうふうに進めさせていただくということでございますので、よろしくご理解のほどを頂戴したいと思います。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○服部 豊委員

実態についてはわかったのですけれども、確かにP T Aの方にやっていただいている部分が多い。それは大いにP T Aの方にもご協力はいただきたいと思いますが、それも貴重なことだと思っておりますけれども、やはり専任の指導員がいるのといないのでは大きな違いがあるのですよね。尾西市も登校時には通学団ごとに親御さんが旗を持ってついていくという形になってはいますが、通学団によっては本当に出発のところを見るだけの通学団もあるでしょうし、大きな交差点を渡るまでついていくような通学団もあって、それぞれやり方があるわけですが、この交通安全指導員、尾西市の場合7人ですね。一宮市の指導員4人というのは、これまた尾西市とは違う形での指導員でありますけれど

も、実際に委託事業はどのくらいかかっているのですか。

○梶田 信三委員長

わかりますか。

○小池 菊治一宮市総務部地域ふれあい課長

申し訳ありません、ちょっと資料を用意しておりませんので。

○梶田 信三委員長

金額についてはわからないということですが、委員さん、どうでしょうか。

○服部 豊委員

何度も申し上げているのですけども、合併して何もかもいい方に合わせよう、費用のかかる方に合わせようというのは、それは無理なことだということは百も承知でありますけれども、極力現行よりも後退するようなものは少なくするべきだと、最大限努力するべきだと思っております。何か聞くところによると、厚生小委員会の関係でもかなり木曾川町の進んでいる福祉関係が一宮市に合わせて下げられるというのもあるようでございまして、私はこういうものは、子供の安全確保という点からいっても、費用の面でもかかることはかかるのでしょうけれども、そんなにびっくりするようなものではないと思っておりますけれども、お尋ねしたら、これ費用がわからない。どのくらい全体でかかるのかということもわからずに、何でこれ廃止しようなんていうことだけはお決めになれるのですか。

○梶田 信三委員長

事務局に申し上げますけども、これ尾西市の交通安全指導員と一宮市の交通安全指導員の役割というのは、同じような役割ですか。聞くところによると、一宮は各学校へ交通指導員を派遣して、交通安全指導教室とか、そういうものをやるということのようですけど、尾西市の交通安全指導員さんというのはどんなことをおやりになっておるのですか。その辺によってそれ違ってくるのではないかと思います。いかがですか。どうぞ。

○近藤 重幸事務局次長

尾西の企画部長の近藤でございます。

今、委員長さんからお尋ねいただきました尾西市の指導員の実態ということでございます。私、直接の担当ではございませんので、概要についてしかご説明させていただきますが、登校時、下校時の児童の交通指導が基本的な活動でございます。それ以外に、先ほど一宮市もおっしゃっていただいておりますが、各学校の交通安全教室、こういうものの手伝いに出かけさせていただくということだとか、あるいは市の現在やっておりますけど、交通安全パレードだとか、いろいろな交通安全に関する事業についてお手伝いをさせていただくということで、身分的には臨時職員という格好で対応させていただいております。

7名ございますが、その中で、今、服部委員さんのご質問の中にもございましたが、各校に1人は配置させていただいておるわけでございますけども、それぞれ登下校は通学路がばらばらでございます。指導員1人でございますので、おのずと限界もあるということから、1カ所での指導ということになりますので、校門が3つ4つあれば、それ以外の校門からの登下校については父兄の方をお願いをしているような状況でございます。そうし

たところを含めて、この際、実際お願いしておりますPTAの方々のご協力を得て廃止とさせていただいたらどうかということでのすり合わせではないかと私としては思っております。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

わかりました。

服部委員さん、そのようなことだそうです。

○服部 豊委員

この交通指導員の廃止については、私は納得いきません。

それと、防犯交通協会、尾西市の防犯交通協会は合併時に解散ということですが、一宮防犯協会の関係へ統合していくということなのですか。

○小池 菊治一宮市総務部地域ふれあい課長

一宮市の現状を申し上げますと、交通安全に関しましては協会等も特にございません。連区と呼んでおりますが、各地域でその連区単位で交通安全会という組織をつくっていただきまして、そこへ市の方から事業費等を補助させていただいているということでございます。そして、防犯協会につきましては、一宮市防犯協会というものが組織されております。

その中で活動していただいておりますが、もう少し具体的に申し上げますと、各連区ごとにやはりその防犯協会の支部が組織されております。そこへ防犯協会の費用から公金を交付させていただいて、それぞれ活動をなさっていただくというやり方しております。従いまして、新市におきましても、尾西市、木曾川町の部分がどういった、連区に匹敵するものはいかようになるかはまだ未定でございますが、そういうものができました暁には一宮市の防犯協会の何々支部という格好になるかと思えます。それから、交通安全に関しましては、交通安全会というものをやはりその地区で組織していただけたらなという、同じような歩調を合わせていただけたらなということでございます。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

そうしますと、尾西市にも交通協会というのがあるのですが、これはなくなる。そうしますと、それに代わる新市の防犯交通協会みたいなものが何かの形でできるということですか。

○小池 菊治一宮市総務部地域ふれあい課長

交通安全と防犯とは分かれておるわけでございます。

○川井 勇副委員長

一言説明者の方をお願いしておきますが、これ2市1町の関係者がお見えになっておまして、2市1町の協議をしているわけですから、ただいまも尾西市と一宮市の協議を試みえますね。だけど、お答えされるときには、やはり合併をした暁、市になった暁のことでございますので、当然木曾川町も含むと、こういう話を強調していただかないと、何

かそちらで一方通行でやっておられると、何のために意見をまとめてきたかと、こういうことが通じませんので、是非、無理なお願いかもわかりませんが、もう一歩中に踏み込んで、あくまで2市1町が対等であるということで心を決めてご説明を願うように要望しておきます。

終わります。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

先ほど服部委員さんのから交通安全指導員の件について、これはちょっとというご意見がございましたが、ほかの皆さん、これに対してのご意見がありましたら。どうぞ。

○松村 真早美委員

確かにちょっと説明聞いていますと、一宮市と尾西市というのは性格が全く違うもののような感じを受けまして、正直一宮市の方を廃止というのは納得できないことはないと思うのですが、尾西市は、これ実際に小学校区に立ってみえて登下校を見守ってみえるということのようなので、最近、木曾川町でも結構物騒で、そういう方が1人立っているというだけで防犯の意味も含められるのではないかということをしるのですが、こっちを全く廃止してしまう、同じ土俵の上で廃止するという括りはちょっとどうかなと思うのです。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ほかにご意見はいかがですか。どうぞ。

○青木 隆子委員

私もPTAとして、よく私たち、「旗持ち」といまして、旗が順番に回ってきまして、それを持って登校のときだけ立ちます。当番が回ってきて、登校のときに子供たちが並んでくるのですが、広がってしまうのですよね。広い通りで歩道と車道が区別されているところはいいのですけれども、そうでないところは、黙っていれば、いっぱい広がってしまうこともあるのです。ちょうど通勤時間に重なるものですから、後ろから車が来る。車の方は結構ご理解があつて、鳴らさずにずっとゆっくりゆっくりついてこられる方、もちろん鳴らされる方もいらっしゃいますけど。交通指導員の方はそこで、笛を持っていらっしゃるのです、大きい声で「右だよ」とおっしゃってくださったり、遠くであると、笛を吹いて指導していただきます。

それのほかに、道路交通安全教育という部分で交通指導を含めやっていただくのですが、子供たちが1人だけぽつんといつも遅い子、どうしてあの子は遅いのだろうという目でもまた見てくださる。その部分でも交通指導員の方は見てくださっているのですね。あの子また遅いけど、今日はあの子が来ないけど休みなのだろうかとか。私たちも見ていて、1人ぽつんとしていると、指導員の方が「あの子はいつも遅いのよ」と、そういう目でも見てくださっています。

これが一宮市で全部の小学校になると、かなりの人数にはなりますけど、この指導員

の方が1カ所で、小学校いろいろな地域にばらけて帰りますよね。だから、指導員の方は、もしいらっしゃってくださっても、いろいろな場所を覚えていただければいいのではないかと思います。子供たちのこともよく知ってくださるのですね、長い間同じ場所にいらしゃると。それで、一宮市の交通指導員4人という形で、子供たちと余り触れ合いのない方たちが来ていただくのと触れ合いのある方が来ていただくのとでは全然違うと思いますし、大きな負担ということも考えられますけど、子供たちにとってはとてもいい。PTAでは交通安全のことできちんと行き届かないところも、どこどこのお子さんだからという目で見ているときもあるものですから、いていただくと、本当父兄としては安心できると思います。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

はい。

○常川 雄次委員

PTAの方でそういう旗当番とか、いろいろやっていますけども、一宮市に関しますと、47校あるのですよ。尾西市で7校で7人という計算をすると、すごい費用がかかると思うのですが、基本的には1校に1人とかですと余り意味がなくて、PTAで自分の子供が通る通学路を中心に網羅していますので、今、交通事故というより防犯の関係が非常に大変で、うちの近所でも不審者が出たり、例えば萩原の中島小学校ですね。いまだに行方不明者がいますけども、事件が起きた当時は本当親がついてずっとマン・ツー・マンで通学しているわけですが、親の負担ということで、それは長続きしないですし、基本的には子ども110番ということで通学、帰ってくるときに家の人が前に出るとか家の玄関先で監視するとか、そういうことを今やっています。

基本的には、その交通指導員というボランティアを利用して、確かに近所のおじいさん、おばあさんなんかはすごく効果があると思いますし、1校ずつは別としても、費用的にかかるので、なかなか難しいかなと思います。だから、PTAと地域のボランティアをうまく利用したらいいのかなと今思っています。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ただいまのいろいろとそれぞれご意見がありました。交通指導員を残すべき、尾西市さんでやってみえるようなことも全市に廃止するのではなくて続けてほしいというご意見も出ました。ボランティアでやったらどうかというご意見もありますので、どうでしょうか。この交通事業についての調整方針（案）の今ここに関係する部分は（2）の交通安全教室云々等以下の部分だと思います。ですから、先ほど一宮市の委託費用も踏まえて、ちょっと調べていただいて、この分につきましては再度また次回に協議をさせていただくということではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○梶田 信三委員長

では、そのほかについては、このとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

わかりました。では、そのように協定項目の(2)を除く他の部分につきましてはこのとおり、原案のとおり承認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、協議総文第15号、学校教育事業について(その1)の協定項目23-25号について議題とさせていただきます。

先回提案をされました調整方針(案)について事務局から朗読をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

7ページをお願い申し上げます。

協議総文第15号、学校教育事業について(その1)(協定項目第23-25号)でございます。

調整方針、読ませていただきます。

(1) 就学援助費のうち準要保護世帯の給食費負担については、尾西市・木曾川町の制度に合わせるものとする。

(2) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済事業については、一宮市の制度に合わせるものとする。

大変恐れ入ります、前回お渡しした資料あるいは附属資料については、ここところが「日本体育学校健康センター災害共済事業」となっていたと思いますが、この団体が15年10月1日に法人名が変わりました。先ほど申しましたように、「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」と変わっておりますので、附属資料の方をこのように訂正の方をお願い申し上げたいと思っております。

(3) 英語教育推進事業、各種大会事業については、合併後一定期間内に調整するものとする。

(4) 学校給食事業については、当面現行のとおりとし一定期間内に食材の一括購入に向けて調整を図るものとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、皆様方、ご意見をお願いいたしたいと思っております。

どうぞ。

○松村 真早美委員

前回もお聞きしたことですが、3番の英語教育推進事業のところですが、やはり尾西市と木曾川町に関しては中学校に関しては常駐してみえますし、一宮市は巡回してみえるということで、講師の方1人当たりに対する受け持ちの子の数が違い過ぎると思うのですね。これ新市になったとき、1つの市で格差があってはいけない部分であるとは思いますが、この数でいきますと、ちょっと一宮市が余りにも講師の方が少ないように感じるのですが、

これ費用伴うことですので、一概にすぐにはということとはできないと思うのですが、なるべく格差を少なくしていただいて、みんなが同じ授業内容を受けられるように、その調整をしていただかなければと思うのですが、「一定期間内」ということがちょっと気になりますし、あと小学校の方ですね、年齢の幅もありますので、その辺の調整、もう一度詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○梶田 信三委員長

このことについてはどうですか。

○中野 和雄学校教育副分科会長

一宮市の学校教育課長の中野です。

今のご質問でございますが、一宮市の場合は小学校は32校、中学校が15校、そういうことで6名の分で12名ということでございますが、これ学校規模が大変違います。1校に1名というような形に例えばなりますと、まずその費用の面ということもあるわけですが、例えば学校によっては10クラスから20クラスという、非常に差があるわけがございます。

それで、その中で例えば週2日としますね。4時間で5日間で20時間ということがあるわけですが、それと例えば20クラスのところでいけば、週1時間授業をして一応このAETといたしますか、大体の22時間から20時間ぐらいの契約を持っているわけですから、20クラスあるクラスにとっては大体週1回でちょうど収まってくるわけです。ところが、10クラスのクラスでありますと、半分で済んでしまいます。例えば、そういう組み合わせがあって、小さい学校のところについては、また小さい学校へ行って指導をします。そういうような形をとっているわけです。

要するに、AET等の有効な使い方と言うとおかしいわけですが、組み合わせをさしていただいて、その20時間等が収まるように指導が充実するような形で使わせていただいていると、そういうような形ですので、ご理解いただきたいと思います。

○梶田 信三委員長

ご質問は、今、もう一つは「一定期間内に調整する」とありますが、いつごろまでにそれ調整をするのか、どのように調整をする、要するに、旧の市町といたしますか、合併したときに、それぞれの市町で英語なり、そういうものの指導なり内容に差異があっては困ると、平等にやってほしいということだと思っておりますが、「一定期間内に調整する」とありますが、その辺のところはどういうふうにされるのかというご質問ですが、今、現状のお話いただいただけですが、その辺はどうですか。

○中野 和雄学校教育副分科会長

そういう形で今、1校に1人という形は非常に今の状況で言うと難しいのではないかなと。そういう形で有効な形ができるような方法を検討していきたいということで、その期間についてはまだ私の方でいつだという答えられない状況であります。それについても詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○松村 真早美委員

そしたら、要望なのですが、やはり一応17年3月に合併の予定であると思うので、4月、新年度からすぐに同じ条件で皆さんスタートできるような方向で調整していただけたらと思います。

○梶田 信三委員長

というご要望ですので、よろしくお願ひします。
どうぞ。

○服部 豊委員

先ほどの英語教育推進事業ですけれども、できるだけ早い期間の調整ということでありますけれども、これ事実上1中学校1人いないことには本当の意味で効果上がらないですよ。一宮市はこれ6人ということですから15中学校1人2.5校を持ってやってみえるということで、これは速やかに中学校1名常駐というふうにするべきですよ。これは要望しておきます。

それと、2番目の日本スポーツ振興センター災害共済事業の関係でありますけれども、これ一宮市の制度に合わせるということになっておりまして、前の資料の方では一般世帯の児童生徒については一部保護者負担とするというのがついておりましたけれども、これは、ここにはそのことは記載されておられませんけれども、そういうふうになるのですか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

調整方針のところでございますね。「一宮市の制度に合わせ、一部保護者負担とする」ということですが、このとおりでございます。

○梶田 信三委員長

はい。

○服部 豊委員

この前もちょっとご意見申し上げたのですけれども、尾西市も木曾川町も全額公費負担となっているのですね。今、一宮市だけが保護者負担420円、455円が公費負担ということですが、こういう性格のもの掛金というのは個人負担にはなじまないのではないかと私思うのですね。学校管理下で発生した災害に対しての治療費等の給付でありますので、登下校時あるいはお休みのときとか、そういうのはもう一切関係がないわけですよ。

(「ありますよ」と呼ぶ者あり)

○服部 豊委員

要するに、学校管理下で発生した災害ということですね。登下校は今疑問の声もありましたけれども、私これ自信ありませんけども。どうですか、例えば運動会の時、保険掛けますね。参加者に保険の掛金取るようなところはないと思いますし、役所がいろいろな保険掛ける場合でも、その施設を利用される方に特別に掛金の負担金だと言って徴収しているようなところはないと思います。ましてや、これ学校、義務教育対象にしておるわけです

からね。皆さんがほぼ強制的に対象になるようなもので、学校管理下におけるものということであれば、これは公費の方で掛金掛けておくのが妥当だと思うのですね。ですから、尾西市も一部、木曽川町も公費負担になっていると思うのですよ、これが一宮市が保護者負担だからということで、これ一宮市の方に合わせようというのは私は納得がいかないのですね。

でも、よそを見ると、そういう保護者負担を導入しているところがあるという説明を聞いた記憶がありますけれども、よそはよそとして、ごくわずかなことなのですから、これは公費で負担すべき性格のものだと私は思っております。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

実は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの設置に係る法律というのがございまして、ここの第17条に「共済掛金」の項目がございまして。第17条の4項でございまして、「前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者から、第1項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する」と法律で決められているわけです。これはこの後、センターの方に電話をかけたその趣旨を確認しましたところ、センターと学校と保護者、ここが三位でそれぞれ金銭を出し合って対応するといったのが大原則であると確認しております。

それで、その第4項の後に、ただし書きがございまして。「ただし、当該保護者が経済的理由によって納付することが困難であると認められたときは、これを徴収しないことができる」となっております。これに関しましては、先ほどの交付のところですね、準要保護あるいは要保護については全額公費負担となっておりますので、一宮市の手法が正しいのではないかと考えております。だからといって、尾西市、木曽川町が法に触れているということではなく、ただ「経済的理由によって納付することが」云々といったところの解釈をそうとられたと私どもは考えております。

因みに、県内の市、木曽川町入れて33の自治体を調べましたところ、保護者からの徴収をとっておみえになるところが一宮市を含め20市、全額市町の負担というのは木曽川町を含め13自治体ということがございまして。この数の多寡をもってどうだということは、今、服部委員さんおっしゃったように、あくまでもこれは参考程度でございまして、先ほどの述べさせていただきました法の趣旨からいけば、保護者からご負担いただくのが正当ではないかと考えております。

○服部 豊委員

法の定めだと言われると弱いのですけども、何法と言われましたか。それと、これ、独立行政法人になってから何か変わったのですか、それ以前からですか。その辺不勉強で申し訳ありませんが、教えていただけたらと思います。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

名称は「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」でございます。これも、いつ制定されたということは、ちょっと私も今手元にありませんので、わかりませんが、多分これは10月1日に団体名が変わりましたので、この法律の名も変わったということで、また後刻、その設立の時期は調べさせていただきますが、従前からあった法律であろうと想定されます。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○青木 隆子委員

今のところで、やはりPTAの方にお聞きすると、「子供のためだから、これだけ負担してくださいと言われれば、負担します」とおっしゃいます。でも、5,000円という金額ですよ。レントゲンを撮ったとか、小さな切り傷が続いて縫ったりとか、ちょっと大きなけがでないと5,000円以上というのはならないことがよくあって、5,000円までならないものはみんな払っていらっしゃるのです。

それはまた横に置いておいて、1つ質問したいのですけれども、今、学校の中でいろいろな被害がありますね。大阪であるとか、昨日、今日と、今日は午前中で兵庫県、学校の中へ外から人が入って子供たちを傷つける。そういう災害の場合もここに含まれますか。

○中野 和雄学校教育副分科会長

一宮市の学校教育課長、中野であります。

そういう場合もこの法の中に含まれます。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○友定 良枝委員

ちょっと質問したいのですが、常川委員さんに質問したいのですが、PTAの立場として、ここというのはどのように思われているとか、そういうのがあったら教えていただきたいのです。

○常川 雄次委員

どうでしょうね、5,000円以上対象ですから、なかなか対象もないと思うのですが、実はほかの点もかけておるような気がするのです、これ共済で、これ戻りないのですか。

(「掛け捨て」と呼ぶ者あり)

○常川 雄次委員

共済というのは普通戻ってきますよね。ある意味では、PTA、親サイドとしますと、やはり義務教育ですね、保護者負担のない方がいいなと思っています。

○梶田 信三委員長

ほかに、どうでしょう。

これ、現実にお掛けになって、どのぐらい支払い給付を受けるケースがあるのですかね。420円の保護者の方々から年間保険料いただいて、給付をされる数というのは5,000円以上

の障害ですからね。どのぐらいでしょうかね。これ「学校管理内」ですから、学校内ですね。

どうぞ。

○小川 浄久尾西市教育委員会学校教育課長

尾西市の学校教育課長ですが、一応14年度につきましては市内10小中学校におきまして件数としまして480件、金額としまして381万3,662円、センターの方からいただきました。それを各事故等けが等にあわれた保護者の方にお渡ししてあります。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

一宮市の場合はどうも資料がなくてわからんようですから、また。木曾川町さんもありますか。

そのような状況のようでございますけれども、まだ何か、どうですか、まだおっしゃっていない方。

では、これにつきましては、またどうでしょう、考え方修正をとりますかね。それとも。どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

先ほど述べさせていただきました理由によって法で決められているものでありますから、これは当初提案させていただいた私どもの方の調整方針（案）で、できればお認めいただきたいと考えております。

○梶田 信三委員長

わかりました。

服部委員さん、そういうことですが、いかがでしょうか。やむを得ないということで。どうぞ。

○橋本 照夫委員

今、事務局からの説明、ただお願いしただけでしたけれども、私もそれはある程度の保護者の負担ということは、これは至極当然なことで、何でも行政の責任だとか学校の責任だとかと言って投げつけるのはいかがなものかなと、そういう風潮が非常に多いわけですね、最近。いずれにいたしましても、一部ご負担いただくというのは余り抵抗のない話かなと私は理解しました。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

大体の集約をさせていただきますと、いろいろちょっとあるけども、例えばこれだったらということでございますが、協議総文第15号、原案のとおり承認させていただいてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○梶田 信三委員長

ありがとうございます。

それでは、第15号は原案のとおり承認されました。

続きまして、協議総文第16号、協定項目23-28 社会教育事業についてを議題とさせていただきます。

先回提案されました調整方針（案）について事務局から朗読をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

8ページをお願い申し上げます。

協議総文第16号、社会教育事業について（協定項目第23-28号）。

調整方針でございます。

社会教育関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、引き続き学習機会の提供等に努めるものとする。

（1）生涯学習バス貸出事業については、現行のとおり継続するものとする。

（2）結婚相談事業については、合併時に廃止するものとする。

（3）体育協会及び体育指導委員については、合併後一定期間内に組織・事業を統合するものとし、体育行事については統合・再編などの調整を行い、引き続きスポーツの振興に努めるものとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様のお持ち帰りいただき検討された結果を、どうぞご意見ございましたら、お願いします。どうぞ。

○友定 良枝委員

7番の成人式について質問したいのですが、まず中学校に集まるということで途中で引っ越しされてきた方と例えば私立中学に行かれた方の扱いというか、その待遇というのはどのように考えられているかということと。

このすり合わせをされたときの決め方なのですが、若者というか、その対象者とか、ちょっと前に成人を迎えられた方の意見を聞いて、集約して、この方法が決まったのかということと。

あと、人を集める魅力ある祭典をするのが一番いいと思うのですが、何か前回の事務局の答弁だと、欠席者を見込んで一宮市市民会館に入れるみたいな答弁だったものですから、ここに全員来たら入れるのかという部分と。

3点についてお伺いしたいのですが、事務局と、できればすり合わせされた担当部局の方のお答えもりたいのです。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

順不同なりますが、市民会館の中に歩どまりといますか、欠席者を見込んでということがいかなものかということでございますが、これはトレンドと申しますか、毎回通年

の欠席者というのは大体読めるものですから、これは見込んでやれるのかなと思います。

それと、あと、転入者については、後から転入された20歳になられた方については、中学校がございませんので、市民会館の方で午後のセレモニーができることとなっております。

○浅野 靖昌社会教育分科会長

一宮市の生涯学習課長、浅野と申します。

私立の中学校へ入られた方に対する対応ということでございますが、これは一宮市の状況でお話しさせていただくということになります、お願いいたします。午前中、市民会館の式典をした後、午後、各卒業された中学校へ集まって新成人の集いを開催するわけですが、この集いを開催するのは、実行委員会というものを各中学校の卒業生につくっていただいて、各該当する新成人に案内を出していただいております。

その席で私立中学へ行ってみえる新成人の方を抜いてしまわないようにということで、小学校のときの友達とか、そういった関係からすべての新成人の方に案内を出していただくようにということでお願いしています。この私立中学校の方についても特に友達と所在地を確認していただいて、ご案内を出していただくようにということでお願いしております。反省会の折にも、そういった点を再確認させていただきまして、ほとんどに案内出させていただきます。どうしても行方不明というような方、学校あるいは私どもに相談がありまして手を尽くして捜してもわからないというケースも中にはございまして、そういう方については、申し訳ないですけど、案内が出ないという状況になっておりますが、ただいまの私立中学校の方については漏れなくということでお願いしておりますので、よろしく申し上げます。

○友定 良枝委員

あと、1つ目に質問した決め方というか、どこまで若者の意見を聞いたかというのと。

あと、やはり3つの市町が一緒になって1つの会場でやるというのも一つの方法でいいのかもしれませんが、例えば尾西市の祖父江町に近い方の方、だから来るというのはすごく大変だという思いと。それと、女性の場合、振袖を着るんですけど、男性の方は経験ないと思うんですけど、前日も髪を巻きに行って、その日の朝も4時、5時起きて、すごく寝れない着物で胸を圧迫されてという感じで行くものですから、もちろん車社会で車が発達しておるので、多分市民会館まで送っていってもらえると思うんですけど、駐車場の問題とか、そういう問題も含めて、このすり合わせがされたか、さっきの担当の方、お答え願いたいのです。

○梶田 信三委員長

事務局。

○浅野 靖昌社会教育分科会長

すり合わせの段階で新成人の意見を聞いたかという点でございます。一宮市のことばかり申し上げて申し訳ございませんが、この午後から新成人の集いを各中学校区で13年度から始めさせていただきましたが、その後、反省会を開催させていただいて、いろいろと話

を聞いているわけですが、その中でやはり式典を市民会館で、その後、中学校でということに対しては特に問題があるというような発言はいただいておりません。

なお、すり合わせの段階で尾西市、木曽川町の新成人の方の話がされているかということにつきましては、申し訳ございませんが、私の方からは聞いておりません。事務局の段階ですり合わせさせていただいております。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

この成人式の事業にとどまらず、かなりの事業で参加者に関連するものがございますが、今回の事務事業のすり合わせについては、その参加者の意向というのは伺っておりません。これは、7月に法定の合併協議会が設置され、今こうやって議論いただいているわけですが、参加される方のご意見を伺いながらという考えも理解できますが、時間的な問題もありますので、また今後、事務方の方で調整された結果を、この場合、成人式は成人の方ですけれども、重々ご説明申し上げて、理解を今後深めていきたいと考えております。

これは、先ほども申しましたように、すべての事業が各参加者あるいは団体の意向を伺ってやっていると、とても、こういう言い方はよくないかもしれませんが、時間がかかってしまう。とりあえず事務方の方で詰めさせていただいて、その参加者にはこれからご説明して、ご理解を賜るといったことで考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○友定 良枝委員

もちろん大変なのはすぐわかるのですが、合併までに例えばまだ2年あるのですが、この成人式ということだけに関してはまだ聞けるというか、決め方を変えることはできるのではないかなと思うのです。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

この一宮市の制度に合わせるというのは、大枠でこの辺のところは一宮市に合わせるのですが、ただ細部については、当然のことながら、これから詰めていきます。これは、すべての事務についてやはり時間的な問題もありますので、アウトラインをお示ししているのであって、細部については今後まだ、おっしゃるとおり、1年余ありますので、事務方でも詰めますし、また、そういった参加者のご意見も伺う機会もあろうかと思えます。ですから、大枠はこうということでご理解いただいて、細かいことについては今後また詰めてまいりたいということでご理解を賜りたいと思えます。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○橋本 照夫委員

個々の問題は、正直言って、行政当局にお任せするというのが大原則ですよ。こういう細かいことを突き出したら、3年やっただって5年あったって結論出ないと思う。ですから、例えば成人式ですか、欠席者がこれくらいありそうだということは、私もいろいろなイベントやっておりますけども、必ずそれを見込んで設定しますよ。全部来たらどうするのだというような議論は、この合併協議会ではとても議論する話題ではないと思うのです。ですから、この示された調整（案）で通して、後は行政当局、先生方にお任せをして運営してもらおうというのが私は一番ベターなことと思うのです。とてもではありませんが、時間が足りないです。

○川井 勇副委員長

確かに、橋本委員さんのおっしゃるのが基本なのだけど、我々とか橋本委員さんあたりはそういう道に多少精通がございますので、ところが公募で出られた方はやはりこれが本当ではないかなと。だから、少し中身は入り過ぎるかもわからないけど、その辺は了としてあげながら、できるだけ努力をしてもらって意見を述べていただくということでお願いできればありがたいなと私は聞いて思っております。

以上です。

○友定 良枝委員

お話はよくわかりますけど、そうしたら市民は一体どこで、どうやって自分の合併に対する気持ちを伝えていいのか、ちょっと事務局、教えてください。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

この合併協議会も、友定委員さんもそうですが、公募として委員2人ずつ入っていただいております。それから、今までもシンポジウム等を開催させていただいて合併について意見をいただく機会は設けさせていただきまし、年明けの合併事務局が開催いたします住民説明会、こちらの方でも意見を承る時間は多数とりたいと思っております。また、ホームページ等々でもメールでご意見は頂戴していただけるかと思っております。

○梶田 信三委員長

よろしいですか。どうぞ。

○友定 良枝委員

では、委員はどのようにすればいい。会議で余りしゃべってはいけない。

○梶田 信三委員長

先ほど副委員長おっしゃいましたように、当然出された協議事項に係る問題について、先ほどありましたように、疑問な点、意見、こう考えるというのがありましたら、それは忌憚なくお話をさせていただければ結構だと思います。ただ、先ほど話ありました、ベテランの方はいろいろさまざまにその経験等をお持ちですから、そういうふうにおっしゃっただけでございますので、余り気にしないで、意見どうぞなさってください。

どうぞ。

○青木 隆子委員

違う件で、4番の子育て支援、一宮市の場合だと子育て支援ネットワーク充実事業、尾西市が乳児期家庭教育事業、木曽川町が生き生き子育てグループづくり委託事業、先回のときには、一宮市の説明をいただいたときに、子育てネットワーカーの方たちが活躍していらっしゃるとお聞きしました。尾西市でも子育てネットワーカーの方が活躍していらっしゃいます。尾西市のネットワーカーの方にお聞きすると、木曽川町のネットワーカーさんは行政の支援センターとか町の職員の方が研修を受けて兼ねていらっしゃる方がいらっしゃるということで、尾西市からも木曽川町の方へネットワーカーさんが応援に出かけて、お手伝いしているようです。この事業は例えば1年、2年、3年間とかという決まりではなくて、この先もずっと続くのかということと。

それから、尾西市の場合ですと、生涯学習課からの派遣といった形で子育てネットワーカーの研修を受けて、ネットワーカーとして今活躍していらっしゃいますけれども、ネットワーカーとして活躍して、子育てのことで生涯学習課以外のところへも出かけることがあるのです。もとは生涯学習課の方から出てきたネットワーカーさんですけれども、ほかのところへ出向くときの費用弁償ではないですけど、尾西市の生涯学習課の行事のときには出していただけるということですけど、よそへ出かけるときにはいろいろつくったり、何か子供たちのために用意するときは自分たちがしている。そうすると、先回のときに民間団体の意向を聞き調整とお聞きしていますけれども、その点は合併となると、どういふふうになるのか。それで、一宮市はどうしていらっしゃるのかもちょっとお聞きしたいのです。

○梶田 信三委員長

事務局。

○浅野 靖昌社会教育分科会長

生涯学習課長、浅野と申します。

まず、1点目に、この事業続くのかというお話でございます。どういう形になっていくか、合併後の協議によると思えますけれども、恐らく家庭教育推進会議というものを一宮市で今持っておりますけれども、それを継続する予定でありますので、それにあわせるというような形で進めていかなければならないと考えております。

それから、ネットワーカーが他へ出かけるときに手弁当でというようなお話、一宮市はどうしているかというお話で、ボランティア精神に乗っかっているということで申し訳ないのですけれども、具体的に言うと5,000円程度のお礼をさせていただいているという程度で、年間の活動の中のそうした旅費には到底足りないかもしれませんが、一宮市ではそういった程度のお礼をさせていただいているという状況であります。

○梶田 信三委員長

よろしいですか。どうぞ。

○松村 真早美委員

私これ前回お尋ねしたのですが、本当に一宮市、尾西市、木曽川町でやっている内容、

これも全く違いまして、木曾川町の場合、現状ですと、子育て支援センター、未就園児の通う母子通園施設なのですが、そこが中心となり、母親代表から始まり、保健センター、それからあと各種NPO、社会福祉協議会とか社会教育課とか、いろいろな要は行政もかかわった状態でネットワークを張った会議をしているというのが実情で、決してネットワークカーさんの会議ではないのですね、木曾川町の場合。

確かに行政でお仕事される方は縦割りで今やられていることなのですが、その縦割りの中でも幼稚園に通う子もいれば、保育園に通う子もいて、子供というのはその地域の中の子供、皆さん平等なので、その子供たちのためにみんなで連絡を取り合って地域の子供を育てていきたいと思いますという、そういう目的のもとで成り立っている会議なものですから、全く性格が違うのですね。同じ項目で書いてありますが、内容は違うので、これをどのように調整していただけるのか。ネットワークカーさんはまだ別で会議を持ってみえるので、全く違うのですね。そのことを前回お聞きしたかったです。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○浅野 靖昌社会教育分科会長

先ほども少し触れましたけれども、一宮市の場合には名称を家庭教育推進会議というようなことで、メンバーには学識経験の方とか小中学校代表の方、保育園、幼稚園、PTA、もちろんネットワークカーも入っておりますけれども、あと福祉とか教育とか、そういった関係の方が委員になって推進会議というものを設けております。木曾川町の子育て支援ネットワーク会議のメンバーにつきましても、もう少し広い範囲で委員の方ご委嘱されているようでございますけれども、活動の内容がそうしたメンバーが即現場に伝達するスピードが速いといえますか、いわゆる小回りがきいているようでございますが、一宮市の場合、やはり図体がでかいといえますか、そういったことで、その会議の内容がすぐ現場に伝わるというような状況にないと言われると、そのとおりにかなと思うわけでございますが、最終的にどう調整していくのかというお話でございます。

一宮市、尾西市、それから木曾川町のやはりいいところをとって事業の展開を図っていくというようなことを考えていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○梶田 信三委員長

聞いておりますと、まだまだ具体的などどうなるというのが見えてこない。これからいいところをそれぞれ持ち寄ってやろうということのようでございますので、まだちょっと問題確認、これからの検討だと思っておりますのでね。だから、今、松村さんおっしゃったように、是非木曾川のいいところもそういうところで取り組んで調整をしていただきたいということだと思います。

よろしく申し上げます。

あと、ございませんでしょうか。

それでは、いろいろご意見いただきまして、ありがとうございます。

それでは、協議総文第16号につきましては、原案のとおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、協議総文第16号は原案のとおり承認をされました。

何か雪が降ってきたようでございますが、スピーディーにいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、協議総文第17号、協定項目15 使用料、手数料についてを議題とさせていただきます。

先回提案をされました調整方針(案)について事務局から朗読をお願いします。事務局。

○伊神 正文事務局課長

9ページをお願い申し上げます。

協議総文第17号、使用料手数料等の取扱いについて(協定項目第15号)。

調整方針でございます。

(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。

(2) 手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方のご意見をお願いいたしたいと思います。ありましたら、どうぞ。

いかがでしょうか。特にご質問ございませんでしょうか。

特にご質問等ないようでございますので、協議総文第17号につきましては原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、協議総文第17号は原案のとおり承認をされました。

続きまして、協議総文第18号、補助金、交付金等についてを議題とさせていただきます。

調整方針(案)について事務局から朗読をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

10ページでございます。

協議総文第18号、補助金、交付金等の取扱いについて(協定項目第17号)。

調整方針でございます。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。

(1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。

(2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。

(3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方のご意見をお願いいたしたいと思います。よろしく願います。

いかがでございましょうか。特にご意見がありませんですか。どうぞ。

○橋本 照夫委員

2の奨学金制度の問題ですけれども、尾西市は個人のご寄付によって成り立っているものなのです。従って、調整はいいのですが、もし廃止とか何とかということになりますと、これは、まだ存命の方ばかりなのです。これ黙って削るのは、ちょっといかがなものかなと思います。その辺の調整は是非ひとつお取り違いのないようにくれぐれもお願いしたいです。

○梶田 信三委員長

先回のお話が出まして、尾西オーシマ奨学資金ですか、それから墨さんですか、それについてご意思を確認させていただいて調整するという当局の考えを表明しましたので、そのとおりにやっていただきたいと思います。

○橋本 照夫委員

くれぐれも願います。

○梶田 信三委員長

よろしく願います。

他にご意見はございませんでしょうか。

他になければ、協議総文第18号につきましては原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、協議総文第18号は原案のとおり承認をされました。

続きましては、次の提案事項に入らせていただきます。

それでは、事務局願います。協議総文第19号、条例、規則等の取扱いについて事務局から説明をお願いします。事務局。

○伊神 正文事務局課長

11ページでございます。

協議総文第19号、条例、規則等の取扱いについて（協定項目第12号）。

調整方針でございます。

条例、規則等は、一宮市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

恐れ入りますが、協議附属資料、条例、規則等の取扱いの方をお願いしたいと思います。

現況の欄で、一宮市、尾西市、木曾川町の例規集と申しますか、条例、規則等が載っている本でございますが、例規集に登載させていただいています条例等の数を書かせていただいております。最終的には編入合併となったわけでございますので、先ほど申しました一宮市の条例、規則等を適用するわけでございますが、「各種事務事業の調整内容を踏まえて」といったことは、例えば尾西市、木曾川町で独自に今後も生かしていかなければならない条例、規則等があれば、それはそのまま生かしていくとご理解を賜りたいと思いません。

私からは、以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明で何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

ご質問もないようでございますので、この事案につきましてはお持ち帰りをいただきまして、次回の委員会でご協議をいただくということをお願いしたいと思います。

続きまして、協議総文第20号、協定項目14の一部事務組合の取扱いについて、事務局、説明をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

12ページをお願い申し上げます。

協議総文第20号、一部事務組合等の取扱いについて（協定項目第14号）。

調整方針でございます。

尾西市及び木曾川町は、それぞれ加入している一部事務組合等から、合併の日の前日をもって脱退するものとする。ただし、尾西地方特定公共下水道管理組合については合併の日の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとするということでございます。

附属資料の方をよろしくお願い申し上げます。

1ページでございますが、1番の一部事務組合から、協議会、土地開発公社、職員共済組合等々を掲示させていただいております。本来ならば、例えば一番上に書いてございます尾張農業共済事務組合等は所管とすれば経済環境の分野であろうかと考えております。次の尾西地方の特定公共下水道管理組合も、これも建設小委員会と思いますが、全部挙げさせていただいても7つでございます。これは前回開催されました経済環境の小委員会の方でもお断りさせていただきましたが、それぞれ所管は違うものの7つしかございませんので、一括して総務文教小委員会、この小委員会の方でご議論いただくということで経済

環境小委員会の方では了解をとってございます。

それで、先ほども説明いたしましたように、これも編入合併となったことから、尾西市、木曾川町がその合併の日の前日をもって脱会すると。ただし、尾西地方特定公共下水道管理組合については、この2市1町で構成している団体でございますので、一部事務組合自体が解散し、新しい市において事業を行うといったことで示させていただいております。

私からは、以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

特にございませんでしょうか。

これ単に事務的な手続という問題でありますので、いずれにいたしましても、この件につきましてもお持ち帰りをいただきまして、次回の委員会でご協議をいただくということをお願いをいたしたいと思っております。

続きまして、協議総文第21号、協定項目の16 公共的団体等の取扱いについて議題いたします。

事務局、説明をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

13ページをお願い申し上げます。

協議総文第21号、公共的団体等の取扱いについて（協定項目第16号）でございます。

調整方針。

公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。

(1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。

(2) 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。

(3) 独自の団体は、現行のとおりとするということでございますが、附属資料の方をよろしくお願い申し上げます。

開いていただきますと、一番上の総務・選挙、企画、学校教育等々でいろいろな各種団体を掲示させていただいております。公共的団体というものの実は明確な定義はございません。ここに掲げさせていただいておりますのは、団体名はあくまでも例示でございます。このほかにもたくさん公共的活動をしている団体はほかにあるかと思っております。

それで、ここに掲示させていただきました、先ほど申しましたように、「統合・再編の調整に努めるものとする」とうたわせていただいておりますけれども、これは各団体のご事情あるいは経緯、それからご意思もあります。一方的に行政が合併するからその団体もといったことはなかなか言えないことでもありますので、最終的には各団体同士のご意思に任せるといったものでございまして、それぞれの、復唱になりますけれども、実情を尊重し

ながら、行政としてはバックアップしてまいりたいといったことで、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

公共的団体等の取扱いについて説明ございましたけれども、委員の皆様、何かご質問があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

服部委員。

○服部 豊委員

調整方針（案）についてはわかりましたけれども、これを見ますと、市民憲章の推進協議会というのが一宮市、尾西市あるわけですけれども、それぞれいただいている市民憲章が違うわけですね。ですから、これ、市民憲章の扱いについてはどうするかということはまだこれ別建てで協議することになるのでしょうか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

おっしゃるとおりでございます、「慣行」という項目がございますので、そのところで市民憲章あるいは平和都市宣言等々またお示ししてまいりたいと考えております。

○梶田 信三委員長

他にございませんか。

他にないようでございますので、それでは、この事案につきましてもお持ち帰りをいただきまして、次回の委員会でご協議をいただくということでお願いいたします。

それでは、その他としまして、総務文教小委員会の日程について事務局から説明願います。

○森 輝義事務局長

それでは、次第の最後の14ページ、資料14をご覧いただきたいと思います。

次回「第5回総務文教小委員会」は、来年1月23日金曜日午後3時からを予定しております。開催場所につきましては、本日と同じこの場所でございます。また改めて文書でご案内申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

その他につきましては、以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

委員の皆さん、大変ご熱心にご協議をいただきまして、ありがとうございました。本日予定をしておりました議題は以上でございます。大変長時間にわたりありがとうございました。足元が悪いようでございますので、気をつけてお帰りいただきたいと思います。

どうもご苦労さまでした。

午後 5 時 5 1 分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 6 年 1 月 1 4 日

会議録署名委員 梶 田 信 三 (自署)